

町内会（区）の法人格の取得について
（市への申請と登記手続等）

富士市役所市民部まちづくり課

（平成27年6月改訂）

はじめに

町内会（区）は、従来「権利能力なき社団」ということで、町内会（区）名による不動産等の登記をすることができませんでした。

従って、所有する不動産等の登記に当たっては、代表者の個人名義、役員又は会員複数の名義で行っていたのが実情でした。

こうした個人名義による登記は、登記名義人が死亡した場合、その相続人が誤解により所有権を主張したり、登記名義人の債権者が不動産の差押えをしてしまうなど、種々の問題を生じさせていました。こうしたことから、市並びに市町内会連合会では町内会（区）名による登記の実現を目指し、関係行政機関等に対し積極的に、法の改正を行うよう働き掛けをしてまいりました。

この結果、町内会（区）に法人格を与える旨の改正規定を盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律」が、平成3年法律第24号として4月2日公布され、同日から施行されました。

この改正により、町内会（区）は市長の認可を受けると、不動産又は不動産に関する権利等を有することができるようになりました。

不動産等の資産を保有している町内会（区）又は近いうちに資産の保有を予定している町内会（区）で、市長の認可を希望される町内会（区）は、この手引書を参考に手続をしてください。

目 次

第1章 地縁団体の認可について	3
1 町内会の認可	
2 認可の要件	
第2章 認可の申請	4
1 申請書	
2 添付書類	
第3章 認可後の手続等	5
1 市長の認可と告示	
2 告示事項の変更届	
3 証明書の発行	
第4章 認可を受けた町内会の活動等	6
1 規約の変更	
2 法人の不法行為能力	
3 財産目録及び構成員名簿	
4 総会	
第5章 税の取り扱い	8
第6章 法務局への登記手続	8
1 登記の原因と日付	
2 具体例	

第7章 印鑑の登録及び証明について 10

- 1 認可地縁団体印鑑の登録及び証明
- 2 登録の申請
- 3 証明書交付の申請
- 4 登録の廃止の申請

資料	1 認可申請書	12
	2 規約例	13
	3 総会議事録	23
	4 保有資産目録	24
	5 保有予定資産目録	27
	6 承諾書	29
	7 告示事項変更届出書	30
	8 規約変更認可申請書	31
	9 証明書交付請求書	32
	10 認可地縁団体印鑑登録申請書	33
	11 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	34
	12 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	35
	13 地方自治法地縁団体関連条項抜粋	36
	14 地方自治法施行規則地縁団体関連条項抜粋	47
	15 富士市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例	49
	16 申請書・添付書類点検表	54
	17 法人格取得後の手続きについて	55

第1章 地縁団体の認可について

1 町内会の認可

地方自治法（以下「法」と言う。）第260条の2第1項では「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」と定めています。これにより、市長の認可を受けた町内会（又は区。以下同じ。）は、次の資産の登記、登録を町内会名義により行えます。

なお、スポーツや趣味などの同好会のように、特定の目的のみで活動する団体や、老人会、婦人会のように、会員に年齢、性別等の制限がある団体は対象にはなりません。

(1) 不動産登記法第3条の土地及び建物に関する権利

権利とは、所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権をいいます。

(2) 立木に関する法律第1条第1項に規定する「立木」の所有権と抵当権

立木とは、一筆の土地又は一筆の土地の一部に生立する樹木の集団をいいます。

(3) 登録を要する金融資産

国債、地方債、社債があります。

2 認可の要件（法第260条の2第2項）

市長の認可を受けるに当たっては、町内会が次の要件を満たしていることが必要です。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(4) 規約を定めていること。

規約には、次に掲げる事項が定められていなければなりません。

- ア 目的
- イ 名称
- ウ 区域
- エ 主たる事務所の所在地
- オ 構成員の資格に関する事項
- カ 代表者に関する事項
- キ 会議に関する事項
- ク 資産に関する事項

規約を作成していない町内会は、規約の作成が必要になります。

また、作成してあっても上記の各事項の定めがない場合は、定めのない事項を規約の中に盛り込んで下さい。

第2章 認可の申請

認可は、町内会の代表者（町内会長等）からの申請に基づいて行うことと定められています。この申請に当たっては、次の申請書及び添付書類（地方自治法施行規則第18条）を提出していただくことになります。

(1) 申請書

所定の様式（資料1）により提出してください。

(2) 添付書類

ア 規約

標準的な規約例（資料2）がありますので、参考にしてください。

イ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

市長の認可を受けると、従来の「権利能力なき社団」から「法人」に組織の性格が変わることになりますので、申請に当たっては、町内会の総会で認可を申請

することの議決を得なければなりません。

そして、この議決を得たことを証する書類を作成していただくことになります。具体的には総会の議事録等の写しになります。資料3を参考に作成してください。

ウ 構成員（会員）の名簿

法では、構成員（会員）は「個人」となっていますので、世帯としてとらえるのではなく、個人全員の氏名及び住所が記載された名簿が必要になります。

エ 保有資産目録又は保有予定資産目録

申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している場合は「保有資産目録」を、また、保有を予定している場合には「保有予定資産目録」を作成しなければなりません。

それぞれ、所定の様式がありますので、資料4と資料5を参考に、作成してください。

オ 地域活動を行っていることを記載した書類

良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な活動を行っていることを記載した書類として、事業報告書及び収支決算書など、具体的に記載されたものを提出してください。

カ 申請者が代表者であることを証する書類

具体的には、申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録等の写しになります。資料3を参考に作成してください。

キ 代表者本人の承諾書の写し

代表者に選出された方御本人の承諾書になります。資料6を参考に作成してください。

第3章 認可後の手続等

1 市長の認可と告示（法第260条の2第5項・第10項・施行規則第19条）

市長は、申請が法定の要件を満たしている場合は、これを認可します。この認可により町内会に法人格が与えられることになります。

また、この際、次の各事項の告示をします。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

2 告示事項の変更届

告示事項に変更が生じたときは、代表者が「告示事項変更届出書」（資料7）により、その旨を証する議事録等の書類を添えて、市長に届け出てください。この場合、告示事項の変更が規約の変更を伴うときには、市長の規約変更の認可を得た後に改めて、「告示事項変更届出書」を提出していただくことになります。この規約の変更認可の申請は、「規約変更認可申請書」（資料8）により、変更の内容と理由を記載した書類と、規約の変更を総会で議決したことを証する議事録等の写しを添付し、提出してください。

3 証明書の発行（法第260条の2第12項、施行規則第21条）

誰でも、市長に対し、認可を受けた町内会の告示事項に関する証明書の交付を請求することができます。町内会にとっては、法務局への登記の申請をする場合の必要書類となります。請求に当たっては「証明書交付請求書」（資料9）を提出してください。郵送による請求でも結構です。

第4章 認可を受けた町内会の活動等

認可を受けた場合、法律上次のことが定められています。

- (1) 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- (2) 民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、会員に対し不当な差別的扱いをしてはならない。
- (3) 特定の政党のために町内会を利用してはならない。

また、認可を受けた町内会については、その他に、法で様々な規定がされていますが、そのうち留意すべき事項は、次のとおりです。

1 規約の変更

規約を変更する場合は、規約に特段の定めがなければ、会員の4分の3以上の同意がなければなりません。

また、この変更は、市長の認可が必要となります。

2 法人の不法行為能力

代表者その他の代理人が職務を行うについて他人に損害を与えたときは、町内会に賠償する責任が生じます。

3 財産目録及び構成員名簿

財産目録は、市長の認可を受けた時と毎年初めの3月以内に作成し、常にこれを事務所に備え置かなければなりません。

また、構成員名簿は、常に備え置き、会員に変更があるごとに訂正しなければなりません。

4 総会

(1) 通常総会

代表者は、少なくとも年1回会員の通常総会を開かなければなりません。

(2) 臨時総会

代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができます。

また、会員の5分の1（この数は規約により増減できます。）以上の請求があるときは、臨時総会を招集しなければなりません。

第5章 税の取扱い

地域の共同活動のためでも、物品の販売、不動産の貸付などの収益事業を行っていれば、その収益事業による所得に対しては、従来と同様に課税されます。

主な税の課税の内容は次のとおりです。

(1) 国税（法人税）

公益法人とみなされ、収益事業のみ課税

(2) 地方税（法人市県民税）

ア 法人税割

法人税と同様に、収益事業のみ課税

イ 均等割

最低税率で課税

ただし、収益事業がない場合は、減免の対象となります。

第6章 法務局への登記手続

1 登記原因とその日付

現行不動産登記法上、個人名義から町内会名への所有権等の権利の変更は「移転登記」となります。登記原因は、町内会が法人格を取得したことによって、従前の代表者個人名義で登記しておくことについての委任関係が終了したことになりますので「委任の終了」となります。

また、この変更の日付は、上記の委任関係が終了するのが、法人格取得の日となりますので、市長の認可の日とします。

登記関係の申請に当たっては、市長の認可を受けた証明書が必要となります。

2 具体例

具体的な登記手続は、次のようになります。

(1) 表示登記関係

未登記の不動産の場合 …… (土地や建物の表示登記がしてない場合)

不動産の所有権を証する書類を添え、町内会名義で表示登記の申請をすることになります。この場合、建築確認書や公図等により、所在場所を明確にする必要があります。

(2) 所有権等の権利関係の登記

ア 表示登記のみが行われている場合 …… (所有権の登記がしてない場合)

表題部の所有者欄の名義人が所有権保存の登記を行い、町内会への所有権移転登記をすることになります。

なお、表題部の所有者欄の名義人が死亡している場合でも、死亡者の名前で所有権保存の登記を行い、死亡者の相続人が戸籍謄本、住民票等の相続人であることを証する書類を添えて、町内会への所有権移転登記をすることになります。

イ 旧代表者名で登記がされている場合

旧代表者から、町内会への所有権移転登記をすることになります。

ウ 登記名義人が死亡している場合

死亡者の相続人が戸籍謄本、住民票等の相続人であることを証する書類を添えて、町内会への所有権移転登記をすることになります。

エ 会員複数の共有名義の場合

共有名義人全員で、町内会への所有権移転登記をすることになります。

詳細については、各種のケースが考えられますので、最寄りの法務局にお尋ねください。

(3) 登録免許税

固定資産税評価額に1,000分の20の税率を乗じた金額が課税されます。

第7章 印鑑の登録及び証明について

1 認可地縁団体印鑑の登録及び証明

富士市では、認可を受けた町内会の利便を増進するとともに取引の安全に寄与することを目的として「富士市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例」を制定しています。この条例により認可を受けた町内会は、その代表者等の印鑑を登録し、印鑑登録証明書の交付を受けることができます。登録できる印鑑は次に該当しないものです。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

2 登録の申請

印鑑の登録は、代表者等が「認可地縁団体印鑑登録申請書（資料10）」により申請を行ってください。なお、この申請書に押印していただく代表者等の個人の印鑑は富士市の印鑑登録原票に登録されているもの（通常「実印」と呼ばれているものです。）になりますので、その印鑑の印鑑登録証明書も添付していただくことになります。また、1の(1)から(4)に該当していないことを確認する必要があるため、登録しようとする印鑑も持参してください。

3 証明書交付の申請

印鑑登録証明書の交付は、印鑑登録者が「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請

書（資料1 1）」により申請を行ってください。この場合、富士市手数料条例の規定により、手数料はかかりません。

4 登録の廃止の申請

印鑑の登録の廃止は、印鑑登録者が「認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（資料1 2）」により申請を行ってください。

資料 1

年 月 日

(あて先) 富士市長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所
在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 印

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

〇〇町内会規約

規約の名称は、〇〇町内会会則等でも結構です。

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、〇〇町内会という。

「名称」は、規約で必ず規定しなければなりません（法第260条の2第3項第2号）。その名称は、現在の名称で結構です。

(区域)

第2条 この会の区域は、富士市〇〇×××番地から×××番地までの区域とする。

「区域」は、規約で必ず規定しなければなりません（法第260条の2第3項第3号）。

地番等が連続していない場合は、該当の地番等を列挙してください。この場合、地番が多くなるなどで別表表示するときは、次のように作成してください。

第2条 この会の区域は、別表に定める区域とする。

別表

町又は字	地 番
〇 〇	20、84の2、84の5、85の1から85の3まで、86から95まで、……………
△ △	全部

区域内に空地が多く存在するなど地番の列挙が難しい場合には、次のようにすることもできます。

第2条 この会の区域は、富士市〇〇20、95、84の5、85の1、86、92、89で囲まれた区域とする。

この場合、列記する地番は、区域を示す線が変化する所とし、出来るだけ多く列記するようにしてください。

なお、河川や道路などで明確に表示できる場合は、次のような表現も可能です。

第2条 この会の区域は、富士市〇〇のうち××川の北の区域とする。

(事務所)

第3条 この会の主たる事務所は、富士市〇〇×××番地に置く。

「主たる事務所の所在地」は、規約で必ず規定しなければなりません（法第260条の2第3項第4号）。地番まで具体的に定めてください。所在地が変わった場合は、市に変更の届け出をしなければなりませんので、町内会長の個人宅でなく変更の少ない集会所（公会堂）等にご覧ください。

なお、こうした施設のない町内会は、「この会の主たる事務所は、会長の自宅に置く。」といった表現も可能です。

(会の組織)

第4条 会員相互の緊密な連携を図るため、この会に部、組及び班を置く。

2 部に部長、組に組長、班に班長を置く。

町内会の組織の実態に合わせ、定めてください。

第2章 目的

(目的)

第5条 この会は、第2条に定める区域内の住民が、隣人として精神的な心のふれあいを深め、互いに理解し合い、助け合いながら地域の諸問題についてともに関心を持ち、常に共同して実践活動を行い、住みよい環境づくりと健康で明るい社会生活を築くことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 住民生活の安全確保に関する事。
- (4) 住民の教育、福祉及び文化の向上に関する事。
- (5) 住民の健康増進に関する事。
- (6) 住民相互の融和と扶助に関する事。

- (7) 地域内の老人、婦人、青年、子供等の団体活動及び住民のグループ活動の育成及び援助に関すること。
- (8) 町内会連合会、地区町内会連合会その他の団体との連絡及び協調に関すること。
- (9) 市役所その他官公署との連絡及び協力に関すること。
- (10) その他目的の達成のために必要なこと。

「目的」は、規約で必ず規定しなければなりません（法第260条の2第3項第1号）。活動内容をできるだけ具体的に書いてください。「目的」、「事業」を別の条で定める方法もあります。

第3章 会員

（会員）

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

3 この会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

「構成員の資格に関する事項」として、会員の資格を規定しなければなりません（法第260条の2第3項第5号）。

また、次の2点を定めていなければなりません。

- ※ 区域内に住所を有する個人の誰もが会員となることができること。
- ※ 正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと。

なお、町内会の会員は、区域内に住所を有する個人に限られていますので、法人・組合等の団体は、第2項のように賛助会員等として規定してください。

（会費及び入会金）

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費及び入会金を納入しなければならない。

「別に定める」とは、会費規程等を作成することになります。

(入会)

第8条 この会に入会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) この会の区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した会費、入会金及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第11条 この会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 〇人

(3) 会 計 〇人

(4) 監 事 〇人

「代表者に関する事項」は、規約で必ず規定しなければなりません（法第260条の2第3項第6号）。

また、代表者（会長）は、法第260条の5の規定により、1人でなければなりません。

なお、部長等を役員としている町内会は、次のように加えて定めてください。

(3) 部 長 各部〇人

(4) 会 計 〇人

(5) 監 事 〇人

(役員を選出)

第12条 役員は、総会において選出する。

2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計事務を処理する。

4 監事は、次の業務を行う。

(1) この会の財産の状況を監査すること。

(2) 役員業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを役員会及び総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、役員会及び総会を召集すること。

部長等を役員とした場合は、その職務を次のように規定してください。

3 部長は、部の業務を総括する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときの後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

顧問及び相談役、また、委員会を置く町内会は、実態に応じて次のように、規定してください。

(顧問及び相談役)

第 条 この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が総会の同意を得て委嘱する。

(委員会)

第 条 この会に、第5条に規定する事業を円滑に行うため、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会長が総会の同意を得て委嘱する。

3 委員会の委員は、特定の業務について、調査研究する。

第5章 会議

(会議の種類)

第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

「会議に関する事項」は、規約で必ず規定しなければなりません（法第260条の2第3項第7号）。

規定すべき事項は、総会及び役員会の招集方法、議決事項及び議決方法などです。

(会議の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(議決事項)

第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 重要な契約を締結すること。
- (4) その他この会の運営上特に重要なこと。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他この会の運営に必要なこと。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行することができる。この場合において、会長は、次の総会においてこれを報告し、承認を得なければならない。

(総会)

第18条 通常総会は、毎年1回開催する。

法第260条の13の規定により、通常総会は、少なくとも年1回は開催しなければなりません。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上若しくは監

事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

法第260条の14の規定により、上記の「会員の5分の1」の割合は、規約により増減できます。法第260条の12の規定により、監事の職務として臨時総会を招集することが可能です。

(役員会)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたとき又は役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第21条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2 総会及び役員会を招集する場合は、会長は、会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

法第260条の15の規定により、総会の招集は、少なくとも5日前に行う必要があります。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員のお分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、役員のお半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は会議に出席する他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、

会議に出席したものとみなす。

表決権については、法第260条の18の規定により、各会員平等とされており、また、総会に出席できない場合は、書面をもって表決し又は代理人を出すことができるとされています。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の数（書面表決者数及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録に掲げる資産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

「資産に関する事項」は、規約で必ず規定しなければなりません（法第260条の2第3項第8号）。

(資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その管理方法は、役員会の議決により定める。

2 別に定める財産目録に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむをえない理由があるときは、総会の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第29条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第31条 この会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後3月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

財産目録は、法第260条の4の規定により、毎事業年度終了時に作成しなければなりません。

(会計年度)

第32条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、かつ、市長の認可を受けなければ変更することができない。

法第260条の3の規定により、規約の変更は、会員の4分の3以上の同意を得なければなりません。ただし、この数は、規約により変更することが可能です。

また、規約の変更は、市長の認可を必要とします。

(解散)

第34条 この会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号、及び第5号の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

法第260条の20、及び法第260条の21の規定により、町内会は、①破産、

②認可の取消し、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④会員が欠けた場合に解散することとなります。

(残余財産の処分)

第35条 本会の解散のときに有する残余財産の処分は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て決定する。

第8章 雑則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第36条 この会は、その主たる事務所に会員名簿、財産目録等必要な帳簿を備え付けておかなければならない。

法第260条の4の規定により、財産目録及び会員名簿は、主たる事務所に備え付けて置かなければなりません。

また、会員名簿は、変更のあるごとに訂正しなければならないとされています。

(委任)

第37条 この規約の施行について必要な事項は、役員会において別に定める。

附 則

1 この規約は平成○年○月○日から施行する。

資料 3

〇〇町内会通常総会議事録

- 1 開催日時 平成〇年〇月〇日 午前(後)〇時から午前(後)〇時まで
- 2 会場 富士市〇〇××番地 〇〇会館会議室
- 3 会員数 〇〇〇人
- 4 出席会員数 〇〇〇人(内委任状出席〇人)
- 5 議決事項
 - 第〇号議案 法人格取得についての認可申請の件
 - 第〇号議案 規約の作成(変更)の件
 - 第〇号議案 代表者選任の件
 - 第〇号議案 構成員の確定の件
 - 第〇号議案 資産の確定の件
- 6 議事の経過の概要及び議案別議決の結果
本総会の議長選任を諮ったところ、満場一致により〇〇〇〇氏を選任した。
続いて議長あいさつ後議案の審議に入った。
 - 第〇号議案 法人格取得についての認可申請の件
異議なく承認された。
 - 第〇号議案 規約の作成(変更)の件
原案のとおり異議なく承認された。
 - 第〇号議案 代表者選任の件
〇〇〇〇氏を代表者に選任した。
 - 第〇号議案 構成員の確定の件
構成員名簿のとおり確定した。
 - 第〇号議案 資産の確定の件
財産目録のとおり確定した。
- 7 議事録署名人選出について
議事録署名人に次の者を選任した。〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏。

以上をもって、本総会の議案審議を終了したので、閉会を宣し解散した。
この議事録が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人は次に署名捺印する。

平成〇年〇月〇日

〇〇町内会通常総会

議長	〇	〇	〇	〇	印
議事録署名人	〇	〇	〇	〇	印
同	〇	〇	〇	〇	印

資料 4

保有資産目録

○ ○ 町 内 会
平成 年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
○○公会堂(集会所)	25.57 m ²	○○×××番地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	97.77 m ²	○○×××番地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地
賃借権	土 地	○○×××番地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量	
1 国債 八分利付国債	券面金額20万円 取得金額22万円
2 社債 ○○株式会社 物上担保付社債	券面金額80万円
取得金額92万8千円	

保有資産目録記載要領

1 (1) のアの建物

(1) 名 称 ○○町集会所、○○町公会堂等の名称が付いている場合は、その名称。そうでない場合は、「集会所」、「事務所」等と記入してください。（参照 不動産登記規則第113条）

(2) 延床面積 不動産登記規則第115条に基づき、各層ごとに算出された床面積の合計を記入してください。

不動産登記規則第115条

建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあつては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

(3) 所在地 地番（不動産登記法第44条、不動産登記規則第97条、第98条）及び家屋番号（同法第44条、同規則第112条）まで記入してください。

1 (1) のイの土地

(1) 地 目 不動産登記規則第99条に定める区分により、記入してください。

不動産登記規則第99条

地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、（中略）に区分して定めるものとする。

(2) 面 積 不動産登記規則第100条に定める「地積」と同じ数字です。（権利書に記載されている面積を記入してください。）

不動産登記規則第100条

地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超え

るものについては、一平方メートル) 未満の端数は、切り捨てる。

- (3) 所在地 地番 (不動産登記法第35条、不動産登記規則97条、第98条) まで記入してください。(権利書に記載されている面積を記入してください。)

※ 立木の所有権については、1(1)イ土地「地目」を「樹種」(立木に関する法律第15条第2号)、「面積」を「数量」(同法第15条第2号、立木登記規則第8条)と読み替えて記入してください。

立木に関する法律第15条第1号
樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於いては其の部分の位置及び地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号。

2 (1) の所有権以外の権原により保有している不動産

- (1) 権原 不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとしてください。P3の1(1)を参照にしてください。

- (2) 不動産の種類 土地、建物及び立木の区分にしてください。

- (3) 所在地 原則として1と同様に記入してください。

2 (2) の地域的な活動を行うためのその他の資産

資産の種類 国債、地方債、社債等の区分により、銘柄(公社債の場合は「〇〇会社物上担保附社債」、国債、地方債の場合は「〇分利付〇債」)、券面金額及び取得金額を記入してください。

資料 5

保 有 予 定 資 産 目 録

○ ○ 町 内 会
平成 年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産 の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建物	平成○年○月○日	富 士 太 郎	富士市○○×××番地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期
土 地	地上権	平成○年○月○日

保有予定資産目録記載要領

- 1 不動産 …… 所有権を取得する予定の不動産について記入してください。
 - (1) 不動産の種類 …… 土地・建物・立木の区分
 - (2) 取得予定時期 …… 売買等により、不動産の所有権を取得する予定時期を記入してください。（少なくとも年月まで記入してください。）

なお、取得予定時期は、申請日と近接していることが望ましいので、この間隔は1年程度を目安としてください。
 - (3) 所在地 …… 原則として、地番まで記入してください。（建物で表示登記において家屋番号が登記してある場合家屋番号）

- 2 不動産に関する権利等
 - (1) 資産の種類 …… 不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分を記入してください。

金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分を記入してください。
 - (2) 権原 …… 不動産の場合は、地上権、永小作権、地役権、質権といった不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除いたものを記入してください。
 - (3) 保有予定時期 …… 売買等により、不動産の所有権を取得する予定時期を記入してください。（少なくとも年月まで記入してください。）

なお、取得予定時期は、申請日と近接していることが望ましいものです。

資料 6

承 諾 書

〇〇町内会の代表者となることを承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

資料 7

年 月 日

(あて先)富士市長

地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 印

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

資料 8

年 月 日

(あて先) 富士市長

地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 印

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

資料 9

年 月 日

(あて先)富士市長

住 所

氏 名

印

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法第260条の2第10項の規定により告示した事項に関する証明書の
交付を次のとおり請求します。

記

請求に係る団体の名称

請求に係る団体の主たる事務所の所在地

証 明 書 通

資料10

年 月 日

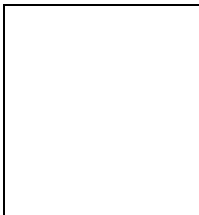
(あて先) 富士市長

住 所
申請者
氏 名

認可地縁団体印鑑登録申請書

富士市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

記

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の 名 称		
	認可地縁団体の 主たる事務所の 所 在 地		
	代 表 者 等	資 格	
		氏 名	
		生 年 月 日	
住 所			

資料11

年 月 日

(あて先) 富士市長

住 所
申請者
氏 名

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

富士市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。

記

登録されている 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 10px auto;"></div>	認可地縁団体の 名 称		
	認可地縁団体の 主たる事務所の 所 在 地		
	代 表 者 等	資 格	
		氏 名	
		生 年 月 日	
申 請 枚 数			

資料12

年 月 日

(あて先) 富士市長

住 所
申請者
氏 名

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

富士市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例第9条の規定により、次のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 10px auto;"></div>	認可地縁団体の 名 称		
	認可地縁団体の 主たる事務所の 所 在 地		
	代 表 者 等	資 格	
		氏 名	
	生 年 月 日		

(注) 認可地縁団体印鑑を亡失したことにより登録の廃止をしようとする場合は、申請者の氏名を記載するとともに個人印鑑を押印してください。

地方自治法 地縁団体関連条項抜粋

(地縁による団体)

第 260 条の 2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

- 4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- 5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。
- 6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- 7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 9 第1項の認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- 10 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- 11 第1項の認可を受けた地縁による団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 13 第1項の認可を受けた地縁による団体は、第10項の告示があるまでは、第1項の認可を受けた地縁による団体となつたこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- 14 市町村長は、第1項の認可を受けた地縁による団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。

16 認可地縁団体は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第 37 条の規定を適用する場合には同条第 4 項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第 66 条の規定を適用する場合には同条第 1 項及び第 2 項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第 3 項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

17 認可地縁団体は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第 3 に掲げる法人とみなす。

（規約の変更）

第 260 条の 3 認可地縁団体の規約は、総構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財産目録及び構成員名簿）

第 260 条の 4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年 1 月から 3 月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

（代表者）

第 260 条の 5 認可地縁団体には、1 人の代表者を置かなければならない。

（認可地縁団体の代表）

第 260 条の 6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(代表者の代表権の制限)

第 260 条の 7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(代表者の代理行為の委任)

第 260 条の 8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮代表者)

第 260 条の 9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第 260 条の 10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第 260 条の 11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1 人又は数人の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第 260 条の 12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第 260 条の 13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年 1 回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第 260 条の 14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の 5 分の 1 の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第 260 条の 15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも 5 日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

(認可地縁団体の事務の執行)

第 260 条の 16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

(総会の決議事項)

第 260 条の 17 認可地縁団体の総会においては、第 260 条の 15 の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(構成員の表決権)

第 260 条の 18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

3 前 2 項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第 260 条の 19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(認可地縁団体の解散事由)

第 260 条の 20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

(解散の決議)

第 260 条の 21 認可地縁団体は、総構成員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(認可地縁団体についての破産手続の開始)

第 260 条の 22 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の認可地縁団体の能力)

第 260 条の 23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第 260 条の 24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第 260 条の 25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第 260 条の 26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第 260 条の 27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第 260 条の 28 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から 2 箇月以内に、少なくとも 3 回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2 箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第 1 項の公告は、官報に掲載してする。

(期限経過後の債権の申出)

第 260 条の 29 前条第 1 項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始)

第 260 条の 30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

(裁判所による監督)

第260条の32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算終了の届出)

第260条の33 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届出なければならない。

(仮代表者の選任等に関する事件の管轄)

第260条の34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

(不服申し立ての制限)

第260条の35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する精算人の報酬)

第 260 条の 36 裁判所は、第 260 条の 25 の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

第 260 条の 37 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前 2 条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第 260 条の 38 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 2 条第 10 号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、10 年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。

三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第5項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第1項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第260条の39 不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可

地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

**※所有権移転の登記手続に関する特例(260条の38、260条の39) 平成27年4月1日施行
(過料)**

第260条の40 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）により、50万円以下の過料に処する。

- 一 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 二 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

地方自治法施行規則 地縁団体関連条項抜粋

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項 に規定する申請は、同条第一項 に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
 - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 申請時に不動産又は不動産に関する権利等(以下この号において「不動産等」という。)を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録
 - 五 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 六 申請者が代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項 に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項 の認可を行つた場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
 - ト 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
- 二 解散した場合(破産による場合を除く。)
 - イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所

- ホ 解散事由
- へ 解散年月日
- 三 清算終了の場合
 - イ 名称
 - ロ 区域
 - ハ 主たる事務所
 - ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 清算終了年月日
- 四 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容
 - 2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項 に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項 に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

- 2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。
- 3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項 の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

富士市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

平成12年3月24日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。

- (1) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (2) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (3) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人
- (4) 民事保全法（平成元年法律第91号）第23条第2項の規定に基づく仮処分により選任された代表者の職務代行者

(登録の申請)

第3条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑及び次項に規定する個人印鑑の印鑑登録証明書を添えて、書面により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請書に押印する印鑑は、富士市印鑑条例（昭和50年富士市条例第1号）の規定に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。

(登録申請の確認)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認して、認可地縁団体印鑑登録原票に登

録するものとする。

- 2 前項の規定による確認は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第21条第2項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑の印鑑登録証明書の記載事項及び印影を照合することにより行うものとする。

（登録印鑑）

第5条 本市に登録することができる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個に限るものとする。

- 2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、これを登録しないものとする。

- （1） ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- （2） 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- （3） 印影を鮮明に表しにくいもの
- （4） 前3号に定めるもののほか、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

（登録事項）

第6条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。

- （1） 印影
- （2） 登録番号
- （3） 登録年月日
- （4） 認可地縁団体の名称
- （5） 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- （6） 認可地縁団体の認可年月日
- （7） 代表者等に係る第2条に規定する登録資格の区分
- （8） 代表者等の氏名
- （9） 代表者等の生年月日
- （10） 代表者等の住所

(11) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(認可地縁団体印鑑登録証明書の申請及び交付)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）

が認可地縁団体印鑑の登録の証明を受けようとするときは、書面により登録されている認可地縁団体印鑑を押印して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書と認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項を照合するものとし、当該申請が適正であると認めたときは、当該申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、次に掲げる事項について認可地縁団体印鑑登録原票の写しを作成し、これを市長が証明するものとする。

(1) 印影

(2) 認可地縁団体の名称

(3) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地

(4) 代表者等に係る第2条に規定する登録資格の区分

(5) 代表者等の氏名

(6) 代表者等の生年月日

(認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請)

第9条 印鑑登録者は、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録されている認可地縁団体印鑑を押印した書面により市長に申請しなければならない。

2 印鑑登録者は、登録されている認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止について個人印鑑を押印した書面により市長に申請しなければならない。

(登録事項の修正)

第10条 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）があることを知ったときは、職権によりこれを修正するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 印鑑登録者の登録資格に変更が生じたとき。
- (2) 法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき。
- (3) 第9条の規定による申請を受理したとき。
- (4) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により認可地縁団体印鑑として登録することが適当でないと認められるとき。
- (5) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたとき。

2 市長は、前項第4号又は第5号に該当する事由により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、その旨を書面により当該印鑑登録者に通知するものとする。

(代理人による申請)

第12条 省令第19条第1項の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と、第9条中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えるものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類を一般の閲覧に供してはならない。

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(富士市行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定による処分については、富士市行政手続条例（平成10年

富士市条例第3号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、富士市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則(平成6年富士市規則第39号。以下「旧規則」という。)の規定により登録を受けている印鑑は、この条例の相当の規定により登録を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際、旧規則の規定により市長に対してされた申請は、この条例の相当の規定に基づく申請とみなす。

4 この条例の施行の際、旧規則の規定により交付された証明及び通知は、この条例の相当の規定による証明及び通知とみなす。

申請書・添付書類点検表

点 検 事 項		確 認	備 考
1	申 請 書		
2 規 約	目 的		
	名 称		
	区 域		
	主たる事務所の所在地		
	会員の資格に関する事項		
	代表者に関する事項		
	会議に関する事項		
	資産に関する事項		
3	申請及び代表者選任を議決した際の 議事録の写し		
4	代表者の承諾書		
5	会 員 名 簿		
6	保有（予定）資産目録		
7	地域活動実践を証する書類 （事業報告書及び収支決算書並びに 事業計画書及び収支予算書）		

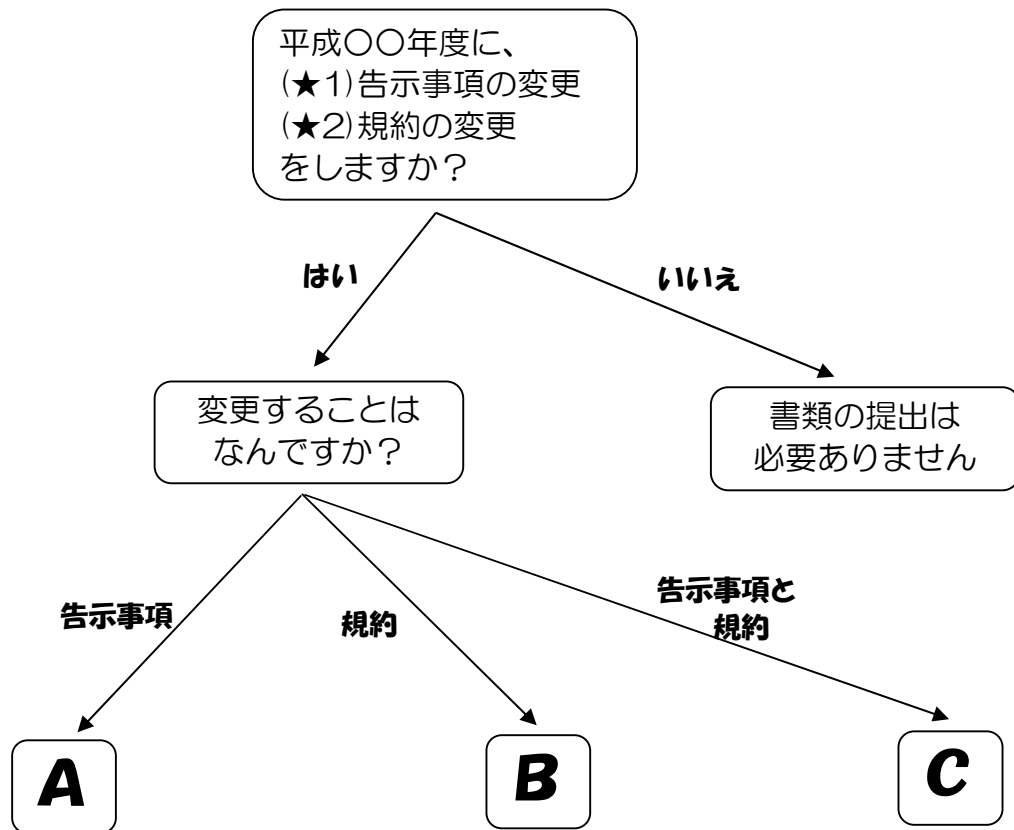
※ 確認欄には「レ」の記号を付けてください。

法人格取得後の手続きについて

法人格取得後に代表者や規約等に変更があった場合、以下の書類の提出が必要となります。詳しくは、次頁以降のフローチャートと記載例を参考にしてください。

- 告示事項変更届
(団体の名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所の所在地、代表者（代表者の氏名及び住所）などの事項に変更がある場合)
- 規約変更認可申請書
(団体で定めている規約の内容に変更がある場合)

認可地縁団体関係書類フローチャート・記載例



(★1)告示事項の変更：団体の名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所の所在地、代表者（代表者の氏名及び住所）などの事項に変更がある場合
 (★2)規約の変更：団体で定めている規約の内容に変更がある場合

◎提出が必要な書類（◆は様式を同封、ページ番号は記載例）

A	<p>◆主に、代表者が変更した場合</p> <p>◆告示事項変更届出書（様式第3号）・・・・・・・・・・57ページ 総会の議事録・・・・・・・・・・61ページ ◆（代表者の）承諾書・・・・・・・・・・59ページ</p>
B	<p>◆規約の内容に変更（軽微なものも含む）があった場合</p> <p>◆規約変更認可申請書（様式第4号）・・・・・・・・・・58ページ 規約変更の内容及び理由を記載した書類・・・・・・・・60ページ 総会の議事録・・・・・・・・・・61ページ</p>
C	<p>◆変更した規約の内容が告示事項(★1)である場合 ◆代表者と、告示事項でない規約の両方を変更した場合</p> <p>◆告示事項変更届出書・・・・・・・・・・57ページ ◆規約変更認可申請書・・・・・・・・・・58ページ 規約変更の内容及び理由を記載した書類・・・・・・・・60ページ 総会の議事録・・・・・・・・・・61ページ ◆（代表者変更がある場合は、代表者の）承諾書・・・・・・・・59ページ</p>

記載例 告示事項変更届出書

◆代表者変更の場合の例です。

様式第3号

平成〇〇年〇〇月〇〇日	総会及び4月1日以降の日付を記入してください。 (※1)
(あて先) 富士市長	
地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地	規約に定められた名称、事務所の所在地を記入してください。
名称 〇〇〇町内会	
所在地 富士市永田町1番地の100	
代表者の氏名及び住所	新しい代表者の氏名、住所を記入してください。印鑑は認印で構いません。
氏名 富士山 太郎 印	
住所 富士市永田町3776番地	
告示事項変更届出書	
下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。	
記	
1 変更があった事項及びその内容	告示事項のうち、変更のあった内容について記載してください。(※2)
代表者の氏名及び住所	
新：富士山 太郎 富士市永田町3776番地	
旧：駿河 一郎 富士市永田町100番地の1	
2 変更の年月日	代表者を変更する場合は、4月以降の日を記載してください。(※3)
平成〇〇年4月1日または平成〇〇年〇〇月〇〇日	その他告示事項の変更は、変更の年月日を記載してください。
3 変更の理由	
任期満了により、新代表者が選任されたため。	

※1 4月1日以前に総会を開催する場合は、4月1日以降の日付。

4月以降に総会を開催する場合は、総会の日以降の日付。

※2 告示事項の主なものは、①団体の名称、②規約に定める目的、③区域、④主たる事務所、⑤代表者の氏名及び住所 などです。①～④の項目を変更する場合、規約変更が必要となりますので、事前にまちづくり課にご相談ください。

※3 4月1日以前に総会を開催する場合は『平成〇〇年4月1日』

4月以降に総会を開催する場合は、『総会の日以降の日付』または『平成〇〇年4月1日』

(変更日を4月1日にする場合は、総会で承認を得る際に、代表者が4月1日から就任することについても併せて承認を得てください。)

記載例 規約変更認可申請書

様式第4号

平成〇〇年〇〇月〇〇日		総会及び4月1日以降の日付を記入してください。 (※1)
(あて先) 富士市長		
地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地		規約に定められた名称、事務所の所在地を記入してください。
名称	〇〇〇町内会	
所在地	富士市永田町1番地の100	
代表者の氏名及び住所		新しい代表者の氏名、住所を記入してください。印鑑は認印で構いません。
氏名	富士山 太郎 印	
住所	富士市永田町3776番地	
規約変更認可申請書		
地方自治法第260条の3第2項の規定により、規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。		
(別添書類)		
1	規約変更の内容及び理由を記載した書類	・1の書類は別に作成してください。 ・2の書類として「総会議事録」を添付してください。 (記載例〇ページ参照)
2	規約変更を総会で議決したことを証する書類	

※1 4月1日以前に総会を開催する場合は、4月1日以降の日付。

4月以降に総会を開催する場合は、総会の日以降の日付。

◆規約の変更を検討しているときは、事前にまちづくり課にご相談ください。

①団体の名称、②規約に定める目的、③区域、④主たる事務所

↑①～④の項目は告示が必要となりますので、変更する場合は「告示事項変更届出書」も一緒にご提出ください。

記載例 承諾書

- ◆代表者が変更する際、必ず提出してください。
- ◆同封の承諾書にご記入ください。

承 諾 書	
私は、 〇〇〇町内会(区) の代表者に選任されたので、その就任を承諾いたします。	規約に定められた団体の名称を記入してください。
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	総会の日付を記入してください。 (※1)
住 所 富士市永田町3776番地	新しい代表者の氏名、住所を記入してください。印鑑は認印で構いません。
氏 名 富士山 太郎 印	

※1 総会において代表者が選任されるため、日付は必ず総会の開催日（あるいは総会日以降の日付）としてください。

記載例 規約変更の内容及び理由を記載した書類

- ◆規約を変更する際、どの箇所をどのように変更するかを示す書類ですので、必ず提出してください。
- ◆A4判で作成してください。

〇〇〇町内会（区）規約の一部改正

〇〇〇町内会（区）規約の一部を次のように改正する。

第〇条中「会長の自宅」を「富士市〇〇△△△番地」に改める。

変更の理由

公会堂の新設により、従来、会長宅に置いていた事務所を公会堂に置くこととしたため。

第〇条のどの部分をどのように改正するか、分かるように記載してください。

変更の理由を分かりやすく記載してください。

※主たる事務所の所在地の変更の例です。

※上記の変更内容記載例のほか、下のように改正前後の表を作成する方法もあります。
変更する条項と内容が明確に分かるように記載してください。

改正前（例）	改正後（例）
第〇条 この会の主たる事務所は、 <u>会長の自宅</u> に置く。	第〇条 この会の主たる事務所は、 <u>富士市〇〇××××番地</u> に置く。

※規約を変更する際は、告示事項（*1）以外の変更についても「規約変更認可申請書」及び「規約変更の内容及び理由を記載した書類」の提出が必要となります。
規約の変更を検討しているところは、その内容について事前にまちづくり課にご相談ください。

※告示事項（*1）を変更する場合は、告示事項変更届出書の提出も必要です。

*1 団体の名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所の所在地 など

記載例 議事録

- ◆「告示事項変更届出書」及び「規約変更認可申請書」に添付してください。
- ◆記載例を参考に、A4判で作成してください。

〇〇〇町内会（区）通常総会 議事録

1 開催日時 平成〇〇年〇月〇日（〇） 〇時から〇時まで

2 会場 富士市〇〇××番地 〇〇〇公会堂

3 会員数 **〇〇〇人**

4 出席会員数 **〇〇〇人**（内委任状出席〇〇人）

5 議決事項

- 第〇号議案 平成◇◇年度事業報告の件
- 第〇号議案 平成◇◇年度収支決算報告及び監査報告の件
- 第〇号議案 代表者選任の件
- 第〇号議案 規約変更の件
- 第〇号議案 平成〇〇年度事業計画（案）の件
- 第〇号議案 平成〇〇年度収支予算（案）の件

6 議事の経過の概要及び議案別議決の結果

本総会の議長選任を諮ったところ、満場一致により〇〇〇〇氏を選任した。続いて議長あいさつ後議案の審議に入った。

- 第〇号議案 平成◇◇年度事業報告の件
異議なく承認された
- 第〇号議案 平成◇◇年度収支決算報告及び監査報告の件
異議なく承認された
- 第〇号議案 代表者選任の件
（4月1日からの代表者として）〇〇〇〇氏を選任した
- 第〇号議案 規約変更の件
原案どおり異議なく承認された
- 第〇号議案 平成〇〇年度事業計画（案）の件
原案どおり異議なく承認された
- 第〇号議案 平成〇〇年度収支予算（案）の件
原案どおり異議なく承認された

7 議事録署名人選出について

議事録署名人に次の者を選任した。〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏。
以上をもって、本総会の議案審議を終了したので、閉会を宣し解散した。
この議事録が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人は次に署名捺印する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇町内会（区）通常総会

議 長	〇 〇 〇 〇	④
議事録署名人	〇 〇 〇 〇	④
同	〇 〇 〇 〇	④

世帯数ではなく、**町内会に住む個人の人数を記載**してください。

「出席会員数」は、**委任状を含めた人数を記載**してください。規約に定められた定足数を満たすかどうか、必ず確認してください。

代表者の変更や規約の変更（事務所の所在地の変更など）がある場合は、総会の議決が必要です。

総会を4月以降に開催する場合で、代表者が4月1日から就任する場合は、その旨についても承認を得てください。

議長、議事録署名人（2人以上）計3人以上の署名、押印が必要です。印鑑は認印で構いません。